

(第63号議案)

中野区集合住宅の建築及び管理に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

中野区集合住宅の建築及び管理に関する条例では、家族世帯を対象とした住宅の供給の促進を図るため、ファミリータイプ住戸の附置義務を設けている。また、高齢者等の居住に必要な配慮をした集合住宅に対して、附置義務の除外規定を設けている。

除外規定による住戸の利用実態調査等を踏まえ、特定集合住宅の建築に関する基準について規定を整備する。

2 改正内容

中野区集合住宅の建築及び管理に関する条例第10条の特定集合住宅の建築に関する基準について、除外規定から高齢者若しくは障害者の居住に必要な配慮をした特定集合住宅を削除し、バリアフリー住戸に関する規定を整備する。また、経過措置に関する規定を整備する。

3 資料

条例新旧対照表のとおり

4 実施時期

公布の日から施行する。

中野区集合住宅の建築及び管理に関する条例新旧対照表

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p>目次 (略)</p> <p>第1章・第2章 (略)</p> <p>第3章 建築及び管理に関する基準 (特定集合住宅の建築に関する基準)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、区長が別に定める内容により環境負荷の低減に配慮した特定集合住宅については、<u>同項</u>に規定する基準を緩和することができる。この場合において、<u>同項中</u>「2分の1」とあるのは、「5分の1」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、高齢者が円滑に入居できるように配慮した特定集合住宅として区長が認めるものには、適用しない。</p> <p>5 <u>建築主は、建築しようとする特定集合住宅の総戸数に5分の1を乗じて得た数(小数点以下の端数があるときは、その端数を切り上げた数)以上の戸数をバリアフリーに配慮した住戸(規則で定める基準に適合する住戸をいう。)としなければならない。</u></p> <p>6・7 (略)</p> <p>第11条・第12条 (略)</p> <p>第4章～第6章 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p><u>附 則</u> (<u>施行期日</u>)</p> <p>1 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u> (<u>経過措置</u>)</p> <p>2 <u>改正後の第10条第4項から第7項までの規定は、令和8年1月1日以後にその工事に着手し、又は用途を変更する中野区集合住宅の建築及び管理に関する条例第3条第1項各号に掲げる行為(管理を除く。以下同じ。)について適用し、<u>同日前にその工事に着手し、又は用途を変更した同項各号に掲げる行為については、なお従前の例による。</u></u></p> | <p>目次 (略)</p> <p>第1章・第2章 (略)</p> <p>第3章 建築及び管理に関する基準 (特定集合住宅の建築に関する基準等)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、区長が別に定める内容により環境負荷の低減に配慮した特定集合住宅については、<u>前項</u>に規定する基準を緩和することができる。この場合において、<u>前項中</u>「2分の1」とあるのは「5分の1」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、高齢者が円滑に入居できるように配慮した特定集合住宅又は高齢者若しくは<u>障害者の居住に必要な配慮をした特定集合住宅</u>として区長が認めるものには、適用しない。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>第11条・第12条 (略)</p> <p>第4章～第6章 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> |